

農地を相続すると届出が必要です

農地を相続等により取得した場合、農業委員会に届出をする必要があります。

この制度は、農地法の許可を要しない相続等による権利取得についても、農業委員会が把握することにより、農地の有効利用を図ることを目的としています。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

1. 届出が必要な方 相続、法人の合併・分割等により農地を取得した方
2. 届出の時期 農地の権利取得を知った時点からおおむね10か月以内

農政課よりお知らせ

〇クマに気を付けてください！！

昨年より早い時期から、ヒグマの目撃情報が寄せられています。

農作業や山菜取り等の際は、ヒグマとの不意の遭遇に十分にご注意ください。

なお、ヒグマを誘引する生ごみ、野菜・果実の廃棄残さ等については、適切な処理を行うよう心がけて下さい。

※ QRコードにより、北海道HPからヒグマ出没情報が確認できますので、ご利用ください。



〇農業用ハウスにおける蜜蜂の盗難被害について

全国の農業用ハウス等で蜜蜂の盗難被害が相次いでいることから、盗難に注意してください。また、被害があった場合には、農政課までご連絡ください。

〇地域おこし協力隊（農作業支援）募集中！

農業の発展と担い手不足を解消するため、地域外の貴重な人材を「地域おこし協力隊」として募集しています。最長3年間の農業研修を兼ねた農作業支援等を行い、新規就農をめざします。農作業支援等の基本的な活動は次のとおりです。

基本的活動

- ・農作業支援（技術習得の農業研修も兼ねています）
- ・砂川市の農業をSNSなどを活用してPR
- ・農業技術の習得（農業大学校等での研修受講支援） ※農業関係の副業OK！

報酬等

- ・月額185,000円＋期末手当相当額

募集対象

- ・現在、都市地域等（離島、山村、過疎地域等以外）に居住している方
- ・委嘱期間終了後、市内で独立就農により定住する意思がある方
- ・年齢が令和3年4月1日現在で、20歳から概ね40歳までの方 など

詳しくは、市HPまたは農政課までご連絡ください。



職員の人事異動について

4月1日付けで、次のとおり職員の人事異動がありましたので、お知らせいたします。



農業委員会	事務局長（新）中村一久（保健福祉部より）
	事務局長（旧）福士勇治（砂川地区広域消防組合へ）
農政課	課長補佐（新）宇都宮正馨（土木課維持係より）
農政係	（新）鎌田陵平（商工労働観光課商工振興係より）
	（旧）坂本祐也（社会福祉課社会福祉係へ）
	（旧）加藤将大（退職）